

Press Release

平成 27 年 6 月 30 日電力広域的運営推進機関

平成27年度供給計画の取りまとめ及び経済産業大臣への送付について

当機関は、電気事業法第 29 条に基づき電気事業者が国に届け出た 平成 27 年度供給計画*1について、同法及び業務規程第 26 条に基づきこれを取り まとめ、経済産業大臣に送付いたしました*2。

別紙 平成27年度供給計画の取りまとめについて

以 上

_

^{※1} 一般電気事業者及び卸電気事業者の供給計画は、平成 26 年度末までに国へ届け出たものを、本機関は平成 27 年 4 月に国から受領した。特定規模電気事業者及び特定電気事業者の供給計画は、平成 27 年 4 月 24 日までに当機関へ提出された。

^{**2} 平成 27 年度供給計画取りまとめの送付期限は、電気事業法施行規則に基づき、平成 27 年 6月 30 日とされている。